

紀美野町第4回定例会会議録

令和4年12月13日（火曜日）

○議事日程（第3号）

令和4年12月13日（火）午前9時00分開議

- 第 1 議案第77号 紀美野町個人情報保護法施行条例の制定について
- 第 2 議案第78号 紀美野町個人情報保護審査会条例の制定について
- 第 3 議案第79号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 4 議案第80号 紀美野町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第84号 紀美野町児童館条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第85号 指定管者の指定について
- 第 7 議案第86号 指定管者の指定について
- 第 8 議案第88号 令和4年度紀美野町一般会計補正予算（第7号）について
- 第 9 議案第94号 令和4年度紀美野町一般会計補正予算（第8号）について
- 第10 議案第89号 令和4年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第11 議案第90号 令和4年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第12 議案第91号 令和4年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第92号 令和4年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第14 議案第93号 令和4年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第15 発議第 3号 紀美野町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 第16 陳情第 1号 商工会の事業に対する助成について（委員長報告）
- 第17 要望第 1号 町内小規模事業者の事業継続に伴う支援について
の1 （委員長報告）

- 第 18 議員派遣の件について
- 第 19 閉会中の継続審査の申し出について
(総務文教常任委員会)
- 第 20 閉会中の継続調査の申し出について
(総務文教常任委員会)
(産業建設常任委員会)
(議会運営委員会)
(議会活性化特別委員会)
(広報編集特別委員会)
-

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 20 まで

○議員定数 12 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	桐 山 尚 己 君
3 番	藤 井 基 彰 君
4 番	上 柏 皖 亮 君
5 番	七良浴 光 君
6 番	田 代 哲 郎 君
8 番	北 道 勝 彦 君
9 番	向井中 洋 二 君
10 番	美 野 勝 男 君
11 番	美 濃 良 和 君
12 番	伊 都 堅 仁 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	小 川 裕 康 君
副 町 長	細 峪 康 則 君
教 育 長	東 中 啓 吉 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	坂 詳 吾 君
企画管財課長	中 前 貴 康 君
住 民 課 長	東 浦 功 三 君
税 務 課 長	坂 昌 美 君
保健福祉課長	森 谷 善 彦 君
産 業 課 長	吉 見 將 人 君
建 設 課 長	米 田 和 弘 君
教 育 次 長	曲 里 充 司 君
会 計 管 理 者	太 田 具 文 君
水 道 課 長	長 生 正 信 君
まちづくり課長	湯 上 増 巳 君
美里支所長	(湯 上 増 巳) 君
代表監査委員	菊 本 邦 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	井戸向 朋 紀 君
事 務 局 書 記	西 本 貴 哉 君

開 議

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

本日、美野勝男議員から発議第3号の提出があり、日程に追加し、提案説明から採決まで行いますので報告します。

それでは、日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第77号 紀美野町個人情報保護法施行条例の制定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、議案第77号、紀美野町個人情報保護法施行条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから、議案第77号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから、議案第77号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第78号 紀美野町個人情報保護審査会条例の制定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第2、議案第78号、紀美野町個人情報保護審査会条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第78号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第79号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長(伊都堅仁君) 日程第3、議案第79号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。

1番、桐山尚己君。

(1番 桐山尚己君 登壇)

○1番(桐山尚己君) 1点、確認をさせていただきたいと思います。

本条例に関しては、定年の延長を前提としているということでありまして、それは大変結構なことであると思うんですが、この条例を制定することにより、定年自体が延長され、町の正規職員が増えるような形になるというふうに理解しております。そのことによって、若い世代の採用の抑制につながることはないのかどうかという懸念がちょっと生じるわけではありますが、そのようなことはないのであればいいんですが、そのような懸念について町としての見解、今後の姿勢についてお答えいただきたいと思っています。

以上です。

(1番 桐山尚己君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

（総務課長 坂 詳吾君 登壇）

○総務課長（坂 詳吾君） 皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから桐山議員の御質疑にお答えいたします。

今回定年延長ということで議案を上げさせていただいているんですけども、そのことによって職員が増えるということになる、ただ若い職員の採用に影響はないのかなという御質疑だったかと思います。

確かに職員数につきましては、定年延長されるということで若干増えるということにはなるかと思いますが。ただ若い職員の新規採用等につきましては、その部分については影響はないというふうに、通常の職員の採用というものを定員管理計画に基づきましてやっていきたいなというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

（総務課長 坂 詳吾君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 若い職員の採用に関しては特に影響はないということでございましたが、もう 1 点確認したいのは、正規職員の採用ということもありますが、非正規職員ですね、会計年度の任用職員、こういった方々が特に若い世代で増えるというようなこともないんでしょうねというのをまた一つ確認したいんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 桐山議員の再質疑にお答えいたします。

会計年度さんにつきましては、職員数は増えてそれによって職務について支障、会計年度さん必要である場合はもちろん会計年度さんを任用することになるかと思いますが、それはそのときの状況によって変わってくると思いますので、その点御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 1 番、桐山尚己君。

○1 番（桐山尚己君） 再度、会計年度の任用職員について確認であります、定年が延長されることによって、現在、町内で働いていただいている特に若い世代の会計年度の任用職員さんの職が脅かされるというようなことにはつながらないのかどうか、

この点について再度お答えください。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 桐山議員の再々質疑にお答えいたします。

若い世代の会計年度さんへの影響といいますか、ただあくまで会計年度さんにつきましては1年間という期間限定ということの任用でございます。やっぱりそのときの状況によりまして、必要であればもちろん会計年度さん任用はしていくんですけども、十分充足しているということであれば、その時点については会計年度さんの任用というのはちょっと控えるということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 休憩します。

休 憩

（午前9時08分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 再開します。

（午前9時10分）

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） おはようございます。

32ページのところで、この附則のあたし、当初の説明のところで70%水準というような言葉が出ておりましたけれども、それについての御説明をお願いしたいと思います。

それから、先ほどのやり取りをしておりますてちょっと気になったんですが、私、この65歳までの定年延長で正職員のほうなんですけれども、新陳代謝、そのことについてはどうなってくるのか、その計画は、そういう新しい人をどういうふうに採用するのかと、そのところの計画はどう持っておられるのかお聞きしておきたいと思えます。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

（総務課長 坂 詳吾君 登壇）

○総務課長（坂 詳吾君） それでは美濃良和議員の御質疑にお答えをいたします。

まず1点目でございます。今回の定年延長に伴いまして給与水準なんですけど、60歳に到達いたしまして、通常の定年になるわけなんですけどもそれが延長されるということで、その給与水準については70%に相当する職になるということでございます。

それから2点目、新しい職員の影響といいますか、先ほども言わせていただいたんですけども、定年延長になりまして新しい人材の採用するということにつきましては、その分については新陳代謝も含めて採用につきましては行っていくということでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

（総務課長 坂 詳吾君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） そうすると、60歳から65歳までの間というのは70%とそういうことになって、普通、会計年度職員さんについての給料、この場合給料と言うんですかね、との差というんですか、それはどうなるわけですか。今、新陳代謝について問題ないということでございましたけれども、それについてはそういう新規採用についても定期的にやっていくとそういうふうに受け止めてよろしいんですね。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 美濃良和議員の再質疑にお答えいたします。

給与の7割相当ということなんですけども、会計年度さんとの差といいますか、それにつきましては会計年度さんは会計年度さんの分がございまして、それは別ということになります。

それから、新規採用なんですけど、定期的に行っていくのかということだったと思いますけども、それにつきましては定期的に行っていきたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それは当然会計年度の方の、これは報酬でしたかね、それから正職員の場合も、これは延長ですから正職員ですよ、そうなってくると差は当然出てくると思うんですけれども、今言われた70%ということからしたらどれぐらい

になってくるのか。大体会計年度で十四、五万円、60歳延長の方については7割というところでございますから、大体のところで20万円程度になってくるんですか。その辺のところはどれぐらいになってくる、そういうふうに感じるんですが、それについてはどうであるのか御説明願いたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 美濃良和議員の再々質疑にお答えいたします。

議員おっしゃられるように、会計年度さんの職種にはよるんですけども、大体15万円ぐらいの月収ということになるかと思います。それで、7割相当というのは例えばですけども、30万円のうちであれば21万円ぐらいということになりますので、その差というのはそのぐらいになるかなと思います。正規のほうはもちろん高いということにはなるかと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第79号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第80号 紀美野町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第4、議案第80号、紀美野町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

6 番、田代哲郎君。

(6 番 田代哲郎君 登壇)

○6 番 (田代哲郎君) 改めましておはようございます。

紀美野町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例で、44 ページです、第2章、定年制度となっていて、第3条、職員の定年は年齢65年とするとなっています。

次に、2として、前項の規定にかかわらず、診療所において医療業務に従事する医師の定年を年齢70年とするということになっています。この医師の定年を70年にした理由について伺います。

以上です。

(6 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、坂君。

(総務課長 坂 詳吾君 登壇)

○総務課長 (坂 詳吾君) それでは田代議員の御質疑にお答えいたします。

議案書の44ページになります。第3条で職員の定年は年齢65年とすると、65歳定年とするものでございます。第2項といたしまして、医療業務に従事する医師の定年につきましては、年齢70年とするということとしてございます。医師につきましては、やはり地域医療等に関わっていただける職員ということで非常に重要であるというふうに考えてございます。それで、定年につきましては、5年延ばして70年としたいというものでございます。

以上でございます。

(総務課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 6 番、田代哲郎君。

○6 番 (田代哲郎君) 多分医師の定年は現在65歳となっていると思います。大体この辺でどこの病院でもそういうふうに65歳に定年を決めているんですが、ただ70年とすることについては、いわゆる病院等では決してこんな定年制はしかないと思います。そういうのは、どんな患者さんが来るか分からないので、患者さんが来た場合にいろんな判断や処置を必要とします。それで、だから病院におきましては、多分定年を70とすることはやらないだろうと思います。多分僻地の診療所で診察だけという考え

方で70としたんだと思うんですけど、過疎地の診療所であってもどんな患者さんが来ないという保障はありません。ですから、やはり来た患者さんの状況を判断し、また場合によっては特別な処置等を過疎地の診療所であってもする必要がある場合もあると思います。ですから、そういうところで70歳でそういう判断ができるかどうかというのは非常に疑問に思いますんで、その点についてはどう考えておられるんか一応お聞かせください。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 田代議員の再質疑にお答えをいたします。

議員おっしゃられるように、70歳定年というのはそのときの状況によって医療事務、医療行為ができるのかどうかという懸念はあるというのは事実だとは思いますが、ただ、もしその医師がそういう状況で勤務できるというのであれば70歳まで延ばしていきたいと、70歳を限定するものではございません。70歳まで一応定年はあるということでございますので、その辺御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 6番、田代哲郎君。

○6番（田代哲郎君） 70歳に限定はしないけど70歳まで働くことができるというそういう考え方でしょうか。その場合、やはり先ほども申しましたとおり、判断能力とかそういうところにやはり問題が出てくるのではないかというふうに思います。過疎地の診療所であってもどんな重症の患者さんが来ないという保障はないわけです。

ちょっと長くなりますけど、こういう事例もあります。夜間に外来へ牙関緊急って顎が動かなくなったということで来た患者さんがありまして、それはどう見ても破傷風の症状ですけども、破傷風であればどこかけがしている必要があるということですけど、けがはないということで、しかし一応症状はそうだから入院してもらおうということで一晩入院してもらったわけです。それが、明る日出てきたベテランの内科医ですけど医者が、これはどう見ても破傷風の症状だということで破傷風の血清を打ったわけです。その医師が言うのに、必ずしもけががなくても、例えば農業とかに従事している人は爪の間とかへ破傷風の菌が入ることがあるから、そういうことが起こり得るということで破傷風として治療したわけで治ったんですけど、だからそういういわゆる判断能力というか、知識というか、そういうのが十分にあればいいんかどうかということもやっぱり考えるべきではないかというふうに思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 町長、小川君。

○町長（小川裕康君） 田代議員の御質疑にお答えをいたします。

議員おっしゃられるのは本当によく分かります。今おっしゃられた事例なんかもよく分かるんですが、紀美野町の場合に長谷毛原診療所と国吉診療所のことをしっかり考えたときに、今の先生は若い先生でありますけれども、先において一番大事な医師を確保するというのが一番大事なことであります。そのときにどういう形で確保できるかという、確保できる枠になりますね、今65歳ということにくっっているやつを70まで延ばすということによって確保がしやすくなるということもあるかも知れません。

それと病院との違いも当然あります。やはり病院ではなくて診療所でありますので、皆さんが相談に来られるとかいろんな形で先生を頼りに来られているところでありますので、いろんな判断をすとか処置をすとかということは医師であっても、その勤めている診療所、病院によって全く違いが出てくるとは思うところでありますので、病院は言われるように70にするのはどうかなというような疑問があるかも知れませんが、こと紀美野町の長谷毛原診療所、国吉診療所においては今の診療所のあるべき姿、どういう姿かということを勘案したときに、できるだけ医師を確保してもらいやすいということで65歳から70歳に延ばすということでありまして、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

1 番、桐山尚己君。

（1 番 桐山尚己君 登壇）

○1 番（桐山尚己君） 附則のところではありますが、52ページ、新設ということでこの比較表の一番最後のところですね。下から5行目からちょっと読み上げますが、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容、その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとするというふうにございます。確認するものとするではなくて、確認するよう努めるものとするとしてあることの意味は何かということについてお尋ねいたします。

（1 番 桐山尚己君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

（総務課長 坂 詳吾君 登壇）

○総務課長（坂 詳吾君） それでは、桐山議員の御質疑にお答えいたします。

議案書の５２ページでございます。附則の第４項の後段あたりにあります、当該職員が年齢６０年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容、その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとするという項目でございます。これにつきましては、６０歳に達した日以後にこちらから情報提供を行いまして、こういう働き方もあるというような情報を提供しまして、それに対して勤務の意思を確認するというふうにする条文でございます。努めるものとするということでございますが、言い回しにつきましては、努めるものとするということで行っておるんですけども、これは町といたしましてはそういうことを確認していくというふうには考えてございます。

以上でございます。

（総務課長 坂 詳吾君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） １番、桐山尚己君。

○１番（桐山尚己君） ただいまの御答弁から理解しますと、あくまでも確認はしますと。ただし、場合によっては確認し切れない場合もあると。御本人が意思を表明されない場合、何らかの理由によって表明されない場合も可能性としては残っているので、町の姿勢としては確認するけれども、表現としては確認するよう努めるものとする。こういう形になるというような理解をしてよろしゅうございますか。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 桐山議員の再質疑にお答えいたします。

そういうことも想定されますので、努めるというものでございますが、こちらとしましては、先ほども言いましたように意思の確認は行っていくということでございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第８０号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第84号 紀美野町児童館条例の一部を改正する条例について

○議長(伊都堅仁君) 日程第5、議案第84号、紀美野町児童館条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 87ページでございますけれども、ここで児童館の3つが減らされるとそういうふうな説明でありました。3館が減ってしまっ、そして、そのうちの2館が集会所に変わるとこういうふうな説明であったかというふうに思うんです。今やられている建物を減らすということについて、DXとの関係はどうであるのかお聞きしたいと思います。

それからもう一点、集会所になるという吉野児童館、それから紀美野動木児童館ですか、こういう説明だったんですが、建物自体集会所として、児童館として長く使っているということでその後が大丈夫であるのか、その辺についてお聞きしておきたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長(曲里充司君) 美濃議員の御質疑にお答えをさせていただきたいと思っています。

まず児童館3館を廃館して2館が集会所、DXとの絡みで建物を減らすのかというよ

うな趣旨のお話だったと思います。直接DXがあるので減らすとかというわけではなくて、もともと児童館、少子高齢化であったり子供の遊びとか過ごす時間の変化で、様々な要素が重なって館の利用者数が減少してきて今に至っていると推測はしています。今後も子供の数の減少というのが予想されておりますので、廃館という結論に達したものでございます。

あと、児童館長い間使っていて集会所へということですが、地元の区長さん、班長さんと協議を重ねてきました。吉野地区の区長さん、動木の班長さん、区長さんにおかれましては、児童館の分も引き続き地区の集会所として用途として使いたいという強い要望をいただきまして、今回条例改正を行って児童館を廃館して集会所にということとさせていただきますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） それでは、DXの関係で建物減らしていくということについて、たしかそういうふうなこともあるんじゃないかというふうに思うんですけども、DX自体がよく分からんと、推進室までできているわけですけども、その辺のところについてもう一度お聞きしておきたいと思います。

それから、今、2館の児童館が集会所に変わっていくと、それは地元の方々が今までいろいろあったんでしょけれども、集まる場所がなくなってしまうと困るということでそういう選択になったんじゃないかというふうに思うんですけども、それについて、集会所に移行するに当たっても建物自体が危険とまではなってないと思いますけれども、耐久とかその辺のところはどういうふうに判断されているのか、そのところについての状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 美濃良和議員の再質疑にお答えいたします。

まず1点目のほうをお答えさせていただきます。DXとの関連ということでございますが、そもそもDXというのはやはり業務改善とかそういったものを目的として、それをデジタルを使ってという意味合いもございますけれども、やはり業務改善等々をしていくというのがDXの本質でございます。ただ、今回の児童館のことにつきましては、直接的にはDXが関係しているというものではございません。先ほども教育次長が言いま

したように、やはり児童館の現状ということから廃止をして集会所にしていこうということでございますので、全く関係ないかと言ったら関係ないとも言いづらいんですが、この時点ではD Xとの直接関連はございませんということでございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 美濃議員の2つ目の御質疑です。

今後、動木の児童館、吉野の児童館につきましては、地区の区長さんと教育委員会と総務課とで、3者で協議を行って、所要の修繕等を行った上で集会所への移管ということで考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） D Xについてはまたお聞かせいただきたいと思いますが、集会所ですよ、移管されて地区が管理になってきた場合、すぐ直さなあかんとかその辺のところを大丈夫なものであるのかということで先ほどからお聞きしているんですけども、老朽化というんですか、長く使った建物であるということでその辺のところはどういうふうに今説明あった3者の話合いでなっているのかお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 美濃議員の御質疑にお答えをさせていただきたいと思っています。

動木、吉野の児童館につきましては、昨年の、令和3年の6月1日に休館を行って現在まで至っているということでございます。ですので、その間使用していない期間はございますが、区としても集会をするなり行っておりますので、大変な修繕が必要だとは全く考えておりませんが、地区の要望もありますので、そこら辺お聞きしながら所要の修繕等を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第84号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第８４号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第８４号は原案のとおり可決されました。

◎日程第６ 議案第８５号 指定管理者の指定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第６、議案第８５号、指定管理者の指定について議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第８５号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第８５号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第８５号は原案のとおり可決されました。

◎日程第７ 議案第８６号 指定管理者の指定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第７、議案第８６号、指定管理者の指定について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) この指定管理者について、株式会社海南社がこれから5年間この建物の管理をしていくということになっているわけですが、これについては以前からお話もお聞きしているわけですが、この会社というんですか、業者というんですか、に決定していった過程というんですか、をお聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長(曲里充司君) 美濃議員の御質疑にお答えをさせていただきたいと思っています。

冒頭、議案の説明でもございましたが、令和4年の9月28日から約1か月間、指定管理に関する条例に基づいて公の施設の管理の指定者を募集を行っておりました。その結果、株式会社海南社の1団体のみが応募をしていただいた結果になっております。その後、令和4年の11月7日に選定委員の皆さんによる審議を経まして、指定管理者の候補者として認められたということで、今回、所要の関係する議案を上程をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 11番、美濃良和君。

○11番(美濃良和君) そういうことで1者のみでこの団体に決定していったということでございますけれども、この周知どうされたのか、1か月間ということではございましたけれども、当然この会社はそれまでの1年間余り委託を受けている会社ですよね。あの方々について、やはりそういうふうなことをやりたいというんですか、やっぱり仕事として町内の方々に請け負ってもらおうと。今までの経過から見ても働く人は町内の方を使っているようでございますけれども、この会社は496万円でしたね、それにプラス今まで町へ納めておったバンガローの使用料についてはこの会社が収入していくということでございますので、大体今まで2,200万円というふうなところになってくるんじゃないかというふうに思うんですけれども、そうなってくるとこの会社がど

ういうふうな内訳、496万円その内訳についてはどうであるのか、その上でやはり町内の方々に少しでもお金を落としてもらおうと、そういうふうなところもありますから、その辺のところをまずお聞きしておきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 美濃議員の御質疑にお答えをさせていただきたいと思っています。

周知につきましては、ホームページで約1か月間の周知を行っております。

指定管理者さんの提案の収支の内容でございますが、宿泊料の収入として約720万円、それから自主事業としまして、バーベキューの材料等を提供する自主事業を行うということで約100万円、これが歳入の構成になります。歳出につきましては、人件費で約700万円、施設の維持等物件費に係るものが約620万円ということで、その差引きが指定管理料496万円というのを海南社さんのほうが提示されたということとなっております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今このやり取りだけでは十分私も理解できにくいんですけども、一つには、海南社自体、このうち要するに町内に落ちるお金、町内の方々を雇っていただくということでこの1年間きてるわけですけども、そのようなところは幾らになるのか。それから、海南社自体がどれだけ収入されていくのか。

それからもう1点、5年間過ぎた後についてはどうなるのかをお聞きしておきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

○教育次長（曲里充司君） 海南社さんの見積りの内訳でいきますと、恐らくパートの雇用者につきましては、現在のところも地元、紀美野町出身の方、紀美野町在住の方で100%雇用されているということで、大体年間160万円ぐらいの給与をお支払いするという予定はいただいております。

5年後どうなるのかということですが、指定管理今回5年間ということで、5年ごとにまた新たな相手先を探すということで、また公募を行って選定してまいるという公の施設の指定管理の手順に沿って、またもう一度同じ手続で5年後を行うということでございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第86号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第88号 令和4年度紀美野町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第8、議案第88号、令和4年度紀美野町一般会計補正予算（第7号）について議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、田代哲郎君。

（6番 田代哲郎君 登壇）

○6番（田代哲郎君） それでは、一般会計補正予算で質疑をいたします。

4ページ、繰入金、基金繰入金です。財政調整基金繰入金が7,117万9,000円の計上になっております。これを繰り入れた場合の財政調整基金の残高について伺います。

それから8ページ、民生費で4目障害者福祉費、介護給付費・訓練等給付費3,160万円、それから障害児給付費772万円の計上になっています。この二つについての説明だけで結構ですのでお願いします。

それから次の9ページ、社会福祉、民生費で13目後期高齢者医療費です。後期高齢者医療費の繰出金が1,634万7,000円の減額補正となっています。この後期高齢

者医療費の会計繰出金の減額について説明をお願いします。

それから 11 ページ、農林水産業費で 1 項農業費、3 目農業振興費です。18 節の経営所得安定対策等推進事業費補助金 302 万円の減額補正となっております。減額の理由について説明をお願いします。

それから 15 ページ、教育費、1 項教育総務費、4 目教育振興費で 18 節負担金、補助及び交付金で専門学校授業料等減免補助金 50 万 8,000 円の計上です。これ何か説明があったと思うんですけど、看護専門学校の何か理由を言って、もう一度説明をお願いします。

以上です。

(6 番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 総務課長、坂君。

(総務課長 坂 詳吾君 登壇)

○総務課長 (坂 詳吾君) それでは私のほうからは、田代議員の 1 点目の御質疑にお答えいたします。

予算に関する説明書の 4 ページでございます。19 款繰入金、1 項 1 目財政調整基金繰入金 7,117 万 9,000 円を繰り入れるものでございます。この繰入れ後の残高なんですけど、12 億 1,977 万 1,000 円が残高でございます。

以上でございます。

(総務課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦君) それでは、予算に関する説明書の 8 ページ、3 款 1 項 4 目の障害者福祉費で介護給付費・訓練等給付費で 3,160 万円の増額補正でございます。これにつきましては、常時介護が必要な重度の障害のある方が比較的長期にわたり入浴や排せつ、食時等の提供を受ける介護サービスである重度訪問介護、それから就労継続支援とっていわゆる作業所に通われる方の人数が増えたため、それに対する扶助費を増額するものでございます。

また、障害児給付費の 772 万円の増額については、障害のあるお子さんが集団生活の適用訓練などの支援を行うために児童発達支援のサービスを受けるため、利用者が 5 名から 9 名に増えたことにより増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 住民課長、東浦君。

(住民課長 東浦功三君 登壇)

○住民課長 (東浦功三君) 田代議員の御質疑にお答えいたします。

予算に関する説明書まず1点目は、9ページの後期高齢者医療費繰出金の減額についてですが、後期高齢者医療特別会計とも関係してくるんですが、今年度の保険基盤安定負担金の減額によりまして、県負担分として137万2,970円が減額されておるところと、それに伴いまして4分の1町が負担しております保険基盤安定負担金について45万7,636円減額することになります。

また、昨年度の療養給付費の精算が行われまして、1,483万1,000円、これが後期高齢者医療特別会計に返還されます。それと、さらにもう一つ、職員給与費31万4,000円、これが人勸の部分で増えるところでございます。合計合わせて1,634万7,000円が一般会計からの繰出しをする必要がなくなったというところで減額となります。

もう1点、説明書の15ページ、教育振興費、専門学校授業料等減免補助金の50万8,000円の増額でございます。これにつきましては、当初、補助金の額を実績に伴いまして120万円計上させていただいておりました。しかしながら、令和4年度の授業料の減免対象学生が満額区分で新入生が4人、在校生が2人、それから3分の2区分で新入生が2人、在学生在が1人となりまして、これを合わせますと170万7,800円の補助額になります。ですので、120万円の当初の予算をオーバーすることになりましたので、その差額の50万8,000円を計上したものでございます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

(住民課長 東浦功三君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 産業課長、吉見君。

(産業課長 吉見将人君 登壇)

○産業課長 (吉見将人君) それでは私のほうからは、田代議員の11ページ、5款1項3目農業振興費の18節負担金、補助及び交付金の302万円の経営所得安定対策等推進事業補助金の減額についての御質疑にお答えさせていただきます。

これは、農林水産省がDXの取組として進めてございますeMAFFと読まれる農林

水産省の共通のデータのシステムでございます。そのシステムへの連携データを移行するための費用でございました。町のほうでもそのデータ移行のほうを検討し、進めているところではございましたが、先進地のお話によりますと、CSVデータで抽出することで市販されているオフィスのソフトで登録データを補正加工してeMAFFに移行することが可能であるとのことが分かりました。今回、経費削減のためということでこの予算を取下げさせていただきたいと考えてございます。

なお、データ移行につきましては、産業課職員のほうでデータ補正作業を進めており、ほとんど終了してございます。あとは、eMAFFシステムにデータを送り込むことで対応が可能となっております。

以上でございます。

(産業課長 吉見将人君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) ほかに質疑はありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番 (美濃良和君) 私のほうからも若干お聞きしておきたいと思います。

一つは、6ページにあります2款1項1目の職員手当、ここのところで超過勤務手当が112万6,000円の増額となっておりますけれども、これについての御説明をお願いいたします。

それから、あちらこちらと燃料費の上積みというんですか、今の情勢からそうなるんでしょうけれど、これは一過性のものではないと思いますので、今後についても大きく負担になってくるかというふうに思いますけれども、これについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、10ページ、4款1項5目の負担金、補助で簡水に1,015万円減額となっております。これの理由について御説明をいただきたいと思います。

それから、11ページ、先ほど田代議員への質疑でここのところについてデータの移行とかいうことの町の職員さんでやられるということなんですかね。こうなってきた場合、基本的にこれによってどのような町として目的というんですか、狙っておられるのかお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお聞きしたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

（総務課長 坂 詳吾君 登壇）

○総務課長（坂 詳吾君） それでは、私のほうから美濃議員の御質疑にお答えいたします。

予算に関する説明書の6ページでございます。2款総務費、1項1目一般管理費の中の3節職員手当等の中の超過勤務手当112万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。9月補正でも計上させていただいたんですが、やはり現状、様々な業務が重なっておりまして、それにより超過勤務手当が増額しているということで、今後もしそういった超過勤務手当の増額が見込まれるということで予算を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

（総務課長 坂 詳吾君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、中前君。

（企画管財課長 中前貴康君 登壇）

○企画管財課長（中前貴康君） 美濃議員の電気料及び燃料費等についての全体的なお話を、質疑に対してお答えさせていただきます。

燃料費、電気代につきましては一過性ものなのかということで、町はどういうふうということなんですけども、現在、ガスであったり燃料費、電気代というのは世界情勢の悪化により、石炭や液化天然石油ガス等の輸入価格の高騰の影響で現在高騰しているということになっておりまして、社会情勢が今後どうなるのかというのは分かりませんが、当分の間、現状のように価格の高騰というのが継続されるものであろうというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

（企画管財課長 中前貴康君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 水道課長、長生君。

（水道課長 長生正信君 登壇）

○水道課長（長生正信君） 美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

10ページの4款1項5目18節の簡易水道事業会計補助金の1,015万円の減額でございます。こちらは、西部簡易水道事業会計への補助金でございます。当初予算では給水車購入費用として全額一般会計から繰入れを計上していましたが、今年に入り

まして、県のほうで給水車の購入補助の県補助金がありました。それで2分の1の県費補助金をもらえることになりましたので、入札後の請負差額のその分の減額ということでございます。

以上でございます。

(水道課長 長生正信君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 産業課長、吉見君。

(産業課長 吉見將人君 登壇)

○産業課長 (吉見將人君) それでは、美濃議員の11ページ、5款1項3目の18節の負担金、補助及び交付金の経営所得安定対策等推進事業補助金の本来の目的、町として狙っているところということの御質疑であったと思います。

このシステムというのは国のほうが進めている事業で、全国で進められてございます。目的は、デジタルトランスフォーメーションで事務の簡素化のためデータを統一化しまして、様々な申請業務、2,800データある申請業務のネットまたは町と国との間のデータやり取りとかするための、システムの統一化するためのデータ移行でございます。そのための費用として、当初で計上させていただいておりましたが、町の職員のほうで対応できるということで今回減額ということになってございます。

以上でございます。

(産業課長 吉見將人君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) 今、燃料費、電気代等々、世界情勢の中でこうなってきたと、さらにアベノミクスですか、あれによる金利の引下げが円安に導いていったとそういうふうなことが含まれて、要するに課長さんの答弁はそういうことから増額補正をせざるを得んというふうなことでございました。これは一過性のものではないということでございますので、これは来年度もこういうふうな形で増額計上、当初予算の話ですけどもなってくるというふうに見なければならんと、ということなんでしょうね。お聞きしておきたいと思います。

それから、簡水については了解しました

11ページの農林水産業費、5款1項3目このところで18節の負担金、補助ですね。これについて町の職員が仕事をすることによって、要するに事務の簡素化を狙ったと、情報の交換ができるということで、この情報の交換というのはどういうふうなもの

になってくるのか、また、ごく最近もデータが盗まれたと、盗まれたんか何か非常にミスがあって情報が流れてしもうたというふうな事件がありましたよね。そういうふうな
ことについて大丈夫なのか。この間、国がことを、口を開ければデジタルデジタルとこ
ういうふうなことでなっていますけれども、これが我々の住民にとってそれがリス
クになってくるということについての心配もあろうかというふうに思うんですね。その
辺のところは大丈夫であるのか、今回の目的になっているところの情報の交換という
ところはどんなものをされているのか、その辺も含めてお聞きしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、中前君。

○企画管財課長（中前貴康君） 美濃議員の再質疑にお答えさせていただきます。

燃料費、電気代等につきましては、当初予算につきましては、現在の高騰している価
格の状況で来年度当初予算のほうにも反映させていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） それでは、美濃議員の再質疑にお答えさせていただきます。

職員がデータをやり取りするというのは、意外と触るところが少なかったもので、職員
で十分対応できたということでございます。セキュリティの部分でございますが、基本
的にはL G W A N回線であったりそういったセキュリティを構築された中でのデータの
やり取りとなります。そのため安全であると申し上げさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 燃料費の高騰については、今答弁があったように来年も
こういうふうな水準で1年間予定をしているということでございましたので、了解しま
した。

11ページの5款1項3目のところの情報のやり取りについて、これは課内だけのも
ののやり取りと、出ていくことはないのか、また、この間はデータが業者にたしか委託
か何かのところに出ていったというふうにちょっと記憶しているんですけども、そ
ういうふうなところの問題もないのかどうか、その辺を確認しておきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 産業課長、吉見君。

○産業課長（吉見将人君） それでは、美濃議員の再々質疑にお答えさせていただ

きます。

今回のこのシステムにつきましては町職員によってやっておりますので、業者への流出はまずございません。

それから、データのやり取りにつきましては、電子申請ということで国と町とのデータのリンクという形になりますので、その間は専用回線による通信でやり取りが行われます。そのため、ほかに漏れるということは基本的にはないと考えてございます。

以上でございます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第 88 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第 88 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 94 号 令和 4 年度紀美野町一般会計補正予算（第 8 号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 9、議案第 94 号、令和 4 年度紀美野町一般会計補正予算（第 8 号）について議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第 94 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第94号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時24分）

再 開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時38分）

◎日程第10 議案第89号 令和4年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第10、議案第89号、令和4年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第89号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第 89 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 89 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 11 議案第 90 号 令和 4 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) について

○議長 (伊都堅仁君) 日程第 11、議案第 90 号、令和 4 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) について議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで質疑を終わります。

これから議案第 90 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから議案第 90 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 90 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 12 議案第 91 号 令和 4 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) について

○議長 (伊都堅仁君) 日程第 12、議案第 91 号、令和 4 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第９１号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで討論を終わります。

これから議案第９１号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第９１号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１３　議案第９２号　令和４年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算
（第３号）について

○議長（伊都堅仁君）　　日程第１３、議案第９２号、令和４年度紀美野町東部簡易
水道事業特別会計補正予算（第３号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第９２号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　これで討論を終わります。

これから議案第９２号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第９２号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１４ 議案第９３号 令和４年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第３号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１４、議案第９３号、令和４年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第３号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第９３号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第９３号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第９３号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１５ 発議第３号 紀美野町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１５、発議第３号、紀美野町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について議題とします。

提出者、美野勝男君、説明を求めます。

（１０番 美野勝男君 登壇）

○１０番（美野勝男君） 発議第３号

令和４年１２月１３日

紀美野町議会議長 伊都堅仁 様

提出者、紀美野町議会議員 美野勝男

紀美野町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第１１２条及び会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

提出の理由を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、議会における個人情報保護に関する制度について新たに条例を制定する必要性が生じたことから、紀美野町議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものであります。

1 ページをごらんください。

紀美野町議会の個人情報の保護に関する条例

目次がありまして、ページ中段、まず第1章、総則ということで、3ページにかけて、第1条ではこの条例の目的について、第2条ではこの条例における用語の定義について、第3条では議会の責務について、それぞれ規定しております。

続いて、3ページ下段をごらんください。

第2章、個人情報等の取扱いということで、8ページにかけて、第4条から第16条までにおいて、個人情報の保有の制限等をはじめとした個人情報等の取扱いに関する諸規定を設けております。

続いて、8ページ中段をごらんください。

第3章、個人情報ファイルということで、9ページにかけて、第17条において、個人情報ファイル簿の作成及び公表についての規定を設けております。

続いて、9ページ下段をごらんください。

第4章、開示、訂正及び利用停止ということで、第1節、開示では、15ページにかけて、第18条から第30条までにおいて、自己を本人とする保有個人情報の開示請求権をはじめとした保有個人情報の開示に関する諸規定を、それから15ページ上段からの第2節、訂正では、16ページにかけて、第31条から第37条までにおいて、自己を本人とする保有個人情報の訂正請求権をはじめとした保有個人情報の訂正に関する諸規定を、それから16ページ下段からの第3節、利用停止では、18ページにかけて、第38条から第43条までにおいて、自己を本人とする保有個人情報の利用停止請求権をはじめとした保有個人情報の利用停止に関する諸規定を、それから18ページ下段からの第4節、審査請求では、19ページにかけて、第44条から第46条までにおいて、審査請求に関する諸規定をそれぞれ設けております。

続いて、19ページ下段をごらんください。

第5章、雑則ということで、20ページにかけて、第47条では、保有個人情報のう

ち適用除外されるものについて、第４８条では、開示請求等をしようとする者に対する適切な措置について、第４９条では、個人情報等の取扱いに関する苦情処理について、第５０条では、個人情報の適正な取扱いを確保するための審査会への諮問について、第５１条では、この条例の施行状況の公表について、それぞれ規定しております。

続いて、２０ページ中段をごらんください。

第６章、罰則ということで、第５３条から第５７条までにおいて、罰則に関する諸規定を設けております。

最後に附則として、この条例は、令和５年４月１日施行するとしています。

以上であります。全員の御賛同を賜りますようお願いいたします。

（１０番 美野勝男君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから、発議第３号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから、発議第３号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第３号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前１０時５０分）

再 開

○副議長（上柏皖亮君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10 時 51 分)

○副議長（上柏皖亮君） 地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、議長の職務を行います。

◎日程第 16 陳情第 1 号 商工会の事業に対する助成について（委員長報告）

◎日程第 17 要望第 1 号の 1 町内小規模事業者の事業継続に伴う支援について（委員長報告）

○副議長（上柏皖亮君） 日程第 16、陳情第 1 号、商工会の事業に対する助成について及び日程第 17、要望第 1 号の 1、町内小規模事業者の事業継続に伴う支援について、一括議題といたします。

委員長から陳情及び要望の審査経過及び結果について、一括して報告願います。

産業建設常任委員長、藤井基彰君。

（産業建設常任委員長 藤井基彰君 登壇）

○産業建設常任委員長（藤井基彰君） それでは、報告します。

去る 11 月 29 日の本会議で、産業建設常任委員会に付託されました陳情第 1 号及び要望第 1 号の 1 について、12 月 9 日の委員会において慎重に審査を行いました。その経過及び結果を一括して報告申し上げます。

まず、陳情第 1 号、商工会の事業に対する助成についてであります。

委員からは、長引くコロナの影響、また、現在の社会情勢の影響による物価高騰などにより大変苦慮されていることはよく理解できるが、この陳情書には、地域振興事業に取り組む商工会としての存在意義の重要性は書かれているものの、具体策の明記はなく、抽象的なものでありながら補助金の増額を切望するものであり、具体策もないまま審査することは難しいのではないかとの意見がありました。

あわせて、町における財政事業も考慮した上で、より効果的な事業を生み出すよう執行部と商工会において今後十分検討してもらう必要があるとの意見もあり、その意見を踏まえて当委員会において審査した結果、採択すべきものに至りませんが、趣旨は十分理解できることから、陳情第 1 号は趣旨採択すべきものと決しました。

続いて、要望第 1 号の 1、町内の小規模事業者の事業継続に伴う支援についてであります。

要望内容にあります製造業等機械設備修繕事業補助金について、令和 3 年度の実績及び令和 4 年度の進捗状況について、所管する産業課に説明を求めました。令和 4 年度に

については、修繕部品の調達困難により実施できない事業者や資金面から実施できない事業者が少なからずあるとのことでありました。

説明後、委員からは、現在の社会情勢の影響による資材、品不足は不可抗力であり、そのような事情が背景にある中で既に実施している事業者との間で不公平が生じることがないようにとの意見があり、その意見を踏まえて当委員会において審査した結果、令和5年度も事業継続が必要であるとの判断に至りました。

以上のことから、要望第1号の1は採択すべきものと決しました。

以上、陳情第1号及び要望第1号の1についての一括報告を終わります。

(産業建設常任委員長 藤井基彰君 降壇)

○副議長（上柏皖亮君） 委員長報告が終わりましたので、これから陳情第1号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（上柏皖亮君） これで質疑を終わります。

これから陳情第1号に対し、討論を行います。

委員長報告は趣旨採択でありますので、討論の順序は、まず初めに陳情の採択に賛成者、次に陳情の採択及び趣旨採択に反対者、次に陳情の採択に賛成者、次に陳情の趣旨採択に賛成者の順で行います。

それでは、陳情の採択に賛成の討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（上柏皖亮君） 次に、陳情の採択及び趣旨採択に反対の討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（上柏皖亮君） 次に、陳情の採択に賛成の討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（上柏皖亮君） 次に、陳情の趣旨採択に賛成の討論ありませんか。

5番、七良浴 光君。

(5番 七良浴 光君 登壇)

○5番（七良浴 光君） 陳情第1号の趣旨採択に賛成の立場で討論いたします。

請願や陳情、また要望に対する議会の意思決定は理論的には採択か不採択の二種類し

かありませんが、議会としては、便宜的に趣旨には賛成であるという意味の議決をすることもあり得るのではないかと思います。

先ほどの委員長報告にもありましたように、陳情第1号については、それぞれの常任委員会に付託された要望のような具体策の明記はありません。しかしながら、商工会が担う地域に根差した事業活動を展開していくためには、行政支援が必要不可欠であるということはよく理解できます。

以上のことから、今後、町の財政事情等も勘案した上で、適切な事業が実施されることを望み、趣旨には賛成であるということで趣旨採択に賛成いたします。

(5番 七良浴 光君 降壇)

○副議長（上柏皖亮君） それでは、陳情の採択の賛成の討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（上柏皖亮君） 次に、陳情の採択及び趣旨採択に反対の討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（上柏皖亮君） 次に、陳情の採択に賛成の討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（上柏皖亮君） 次に、陳情の趣旨採択に賛成の討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（上柏皖亮君） これで討論を終わります。

これから、陳情第1号を採決します。

陳情第1号に対する委員長報告は趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（上柏皖亮君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり趣旨採択と決定しました。

続いて、要望第1号の1に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（上柏皖亮君） これで質疑を終わります。

これから、要望第1号の1に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○副議長(上柏皖亮君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(上柏皖亮君) これで討論を終わります。

これから、要望第1号の1を採決します。

要望第1号の1に対する委員長報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(上柏皖亮君) 異議なしと認めます。

したがって、要望第1号の1は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前11時02分)

再 開

○議長(伊都堅仁君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時03分)

◎日程第18 議員派遣の件について

○議長(伊都堅仁君) 日程第18、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎日程第19 閉会中の継続審査の申し出について

○議長(伊都堅仁君) 日程第19、閉会中の継続審査の申し出について議題とします。

総務文教常任委員会の委員長から、目下、委員会において審査中の事件として、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第20 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（伊都堅仁君） 日程第20、閉会中の継続調査の申し出について議題とします。

総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、議会活性化特別委員会及び広報編集特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

閉 会

○議長（伊都堅仁君） これで本日の会議を閉じます。

令和４年第４回紀美野町議会定例会を閉会します。

（午前１１時０６分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年12月13日

議 長 伊 都 堅 仁

議 員 藤 井 基 彰

議 員 上 柏 皖 亮